
国内産農産物の銘柄設定に係る事前申請について（お知らせ）

平成20年11月20日
九州農政局大分農政事務所食糧部消費流通課

国内産農産物の産地品種銘柄については、農産物検査法第11条第1項の規定に基づく農産物規格規程に定められており、農産物検査を実施することにより、産地・品種の適確かつ円滑な表示が行われているところです。

現在、大分県におきましては、別紙のとおり、水稻うるちもみ及び玄米で13品種、水稻もちもみ及び玄米で1品種、醸造用玄米で3品種、普通小麦で5品種、普通大粒大麦で3品種、普通小粒大麦で1品種、普通はだか麦で3品種、普通大豆及び特定加工用大豆で6品種の産地品種銘柄が設定されています。

産地品種銘柄の設定については、平成21年産以降についてそれぞれ当該産地における生産・流通等の実態を踏まえ、都道府県ごとに次の区分に分かれます。（平成20年産以前はすべて必須銘柄）

必須銘柄：概ね当該都道府県の全域において検査実績がある銘柄であつて、当該都道府県を農産物検査を行う区域として登録しているすべての登録検査機関が銘柄検査を行う銘柄。

選択銘柄：必須銘柄以外の銘柄で、当該登録検査機関の選択により銘柄検査を行う銘柄。

については、平成21年産の銘柄設定にあたり、国内産農産物の産地品種銘柄の設定（変更・廃止を含む）及び区分の変更（必須銘柄から選択銘柄へ）の要望がある場合は、下記にご留意の上別添申請書により九州農政局大分農政事務所（食糧部消費流通課）あてに申請願います。

なお、銘柄の設定にあたっては、流通・消費段階の多様なニーズに対応し、当該産地において作付けされている国内産農産物で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものを設定の対象としています。

- 1 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
- 2 品種銘柄及び産地品種銘柄については、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- 3 品種銘柄及び産地品種銘柄については、当該産地において、当該品種の収穫物が種苗法（平成10年法律第83号）第19条に規程する育成権者の侵害の行為を組成するものでないこと。
- 4 品種群について品種銘柄又は産地品種銘柄を設定する場合は、品種特性、品質の観点から、複数の品種を品種群として同一の銘柄とすることが適切であること。
- 5 産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること。
- 6 大豆の産地品種銘柄については、品種特性の粒の大きさ（大粒・中粒・小粒・極小粒）を踏まえたものであること。

おって、申請された内容については、平成21年1月中旬（予定）に九州農政局大分農政事務所第1会議室において、銘柄設定の必要性の有無について大分県、生産者団体及び実需者団体、登録検査機関を交えた意見聴取を行うこととしていますので併せてお知らせします。

国内産農産物の銘柄設定申請の提出に関する事項は下記のとおりです。

記

- 1 提出書類 別紙様式第1号（設定申請書等）別紙様式第4号（区分の変更）
- 2 提出先 〒870-0047 大分市中島西1-2-28
九州農政局大分農政事務所食糧部消費流通課
- 3 提出期限 平成20年12月8日（月） 提出期限内に必着のこと。
- 4 その他 申請にあたっては申請する農産物のサンプル（大豆については150g
大豆以外については50g程度）を併せて提出願います。

< 問い合わせ先 >

九州農政局大分農政事務所食糧部消費流通課
担 当：川野・横山

電話番号：097-532-6133（内線131）

別紙

平成20年産において設定されている国内産農産物産地品種銘柄（大分県内）

平成20年10月末日現在

種類	産地品種銘柄
水稻うるちもみ及び玄米（13品種）	あきたこまち・あきまさり・おおいた11・キヌヒカリ ・コシヒカリ・春陽・にこまる・はえぬき・ひとめぼれ ・ヒノヒカリ・ミルキークイーン・夢の華・ユメヒカリ

水稻もちもみ及び玄米（1品種） ヒヨクモチ

醸造用玄米（3品種） 若水・山田錦・五百万石

普通小麦（5品種） イワイノダイチ・チクゴイズミ・ニシノカオリ・
ミナミノカオリ・農林61号

普通大粒大麦（3品種） ニシノチカラ・ニシノホシ・アサカゴールド

普通小粒大麦（1品種） シュンライ

普通はだか麦（3品種） イチバンボシ・サヌキハダカ・トヨノカゼ

普通大豆及び特定加工用大豆（6品種） エルスター（大粒・中粒）・フクユタカ（大粒・中粒）
トヨシロメ（大粒・中粒）・むらゆたか（大粒・中粒）
キヨミドリ（大粒・中粒）・すずおとめ（小粒・極小粒）

大分農政事務所長 殿
(食糧部消費流通課)

住所
氏名又は名称
代表者氏名 印

下記の農産物について、銘柄の設定(廃止)を願いたく、国内産農産物銘柄設定等申請要領(平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知)第3の2に基づき申請します。

記

- 1 農産物の種類
ふりがな
- 2 品種名
- 3 生産状況

項目 \ 生産年	年産	年産	年産
作付面積 (ha)			
検査実績 (t)			

- 4 品種の特性等
 - (1) 農産物の特性及び生育の特性
 - (2) 来歴
 - (3) 種苗法(平成10年法律第83号)に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況
 - (4) 品種鑑定上の特徴
 - (5) その他

備考

- 1 品種群について品種銘柄又は産地品種銘柄を設定する場合は、2 品種名の欄に銘柄名を記入するとともに、()書で構成する品種を記入すること。
- 2 3 生産状況の作付面積及び検査実績については、申請する当該都道府県の直近3か年の数量を記入すること。
- 3 4の(4)の品種鑑定上の特徴については、当該産地の主要品種との比較を記入すること(写真等の添付も可)。
産地品種銘柄にあっては、当該品種に係る銘柄検査を行う見込みがある登録検査機関名及び必須銘柄・選択銘柄の別を記載すること。
- 4 廃止の場合は、4 品種の特性等を省略すること。

別紙様式第1号 - 2 (名称変更用)

平成 年 月 日

大分農政事務所長 殿
(食糧部消費流通課)

住所
氏名又は名称
代表者氏名 印

下記の農産物について、銘柄の名称変更を願いたく、国内産農産物銘柄設定等申請要領(平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知)第3の2に基づき申請します。

記

- 1 農産物の種類
- 2 変更前の品種名
- 3 変更後の品種名
ふりがな
- 4 種苗法(平成10年法律第83号)に基づく品種登録等の状況

別紙様式第1号 - 3 (銘柄を構成する品種群の品種の変更用)

平成 年 月 日

大分農政事務所長 殿
(食糧部消費流通課)

住所
氏名又は名称
代表者氏名 印

下記の農産物について、銘柄を構成する品種群の品種の変更を願いたく、国内産農産物銘柄設定等申請要領 (平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知) 第3の2に基づき申請します。

記

- 1 農産物の種類
 - 2 変更する銘柄
 - 3 品種の追加又は削除の別
 - 4 現行の銘柄を構成する品種
- ふりがな
- 2 追加又は削除する品種名
 - 3 生産状況

項目		生産年	年産	年産	年産
変更する 銘柄	作付面積 (ha)				
	検査実績 (t)				
追加又は 削除する 品種	作付面積 (ha)				
	検査実績 (t)				

- 4 追加する品種の特性等
 - (1) 農産物の特性及び生育の特性
 - (2) 来歴
 - (3) 種苗法 (平成10年法律第83号) に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況
 - (4) その他

備考

- 1 3 生産状況の作付面積及び検査実績については、申請する当該都道府県の直近3か年の数量を記入すること。
- 2 4 追加する品種の特性等については、追加の場合に記入すること。

別紙様式第4号（区分の変更）

平成 年 月 日

大分農政事務所長 殿
（食糧部消費流通課）

住所
氏名又は名称
代表者氏名 印

下記の産地品種銘柄について、区分の変更を願いたく、国内産農産物銘柄設定等申請要領（平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知）第10の1に基づき申請します。

記

- 1 産地品種銘柄
- 2 区分の変更 必須銘柄から選択銘柄（選択銘柄から必須銘柄）に区分の変更を行う。
- 3 生産状況

項目 \ 生産年	年産	年産	年産
作付面積（ha）			
検査実績（t）			

- 4 区分の変更理由

別表

品種群について設定されている産地品種銘柄一覧

品 目	産地品種銘柄		品種群を構成する品種
米穀（水稲	宮城県	ササニシキ	ササニシキ、ササニシキＢＬ
うるちもみ	新潟県	コシヒカリ	コシヒカリ、コシヒカリＢＬ
及び水稲う	富山県	コシヒカリ	コシヒカリ、コシヒカリＢＬ
るち玄米）	岐阜県	みつひかり	みつひかり２００３、みつひかり２００５
	愛知県	あいちのかおり	あいちのかおり、あいちのかおりＳＢＬ
	滋賀県	みつひかり	みつひかり２００３、みつひかり２００５
	兵庫県	みつひかり	みつひかり２００３、みつひかり２００５
	岡山県	みつひかり	みつひかり２００３、みつひかり２００５
	香川県	みつひかり	みつひかり２００３、みつひかり２００５
大豆（大粒	北海道	秋田（大粒大豆	カリカチ、キタムスメ
大豆及び中		を除く。）	
粒大豆）	北海道	大袖振	アサミドリ、吉岡大粒、早生緑
	北海道	つるの子	白つるの子、ユウヅル
	北海道	とよまさり	トヨコマチ、トヨハルカ、トヨホマレ、トヨムスメ、ユキホマレ
	北海道	光黒	いわいくろ、中生光黒、トカチクロ、晩生光黒

備考

- 宮城県のササニシキＢＬは、ササニシキＢＬ１号、ササニシキＢＬ２号、ササニシキＢＬ３号、ササニシキＢＬ４号、ササニシキＢＬ５号、ササニシキＢＬ６号及びササニシキＢＬ７号である。
- 新潟県のコシヒカリＢＬは、コシヒカリ新潟ＢＬ１号、コシヒカリ新潟ＢＬ２号、コシヒカリ新潟ＢＬ３号、コシヒカリ新潟ＢＬ４号、コシヒカリ新潟ＢＬ５号、コシヒカリ新潟ＢＬ６号、コシヒカリ新潟ＢＬ９号及びコシヒカリ新潟ＢＬ１０号である。
- 富山県のコシヒカリＢＬは、コシヒカリ富山ＢＬ１号、コシヒカリ富山ＢＬ２号、コシヒカリ富山ＢＬ３号、コシヒカリ富山ＢＬ４号及びコシヒカリ富山ＢＬ６号である。